

自治基本条例 他市町村条文比較表(意思・政策形成過程への参画)

自治体名称	北海道ニセコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	ニセコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
意思形成過程・政策形成過程への参画	<p>(審議会等への参加)</p> <p>第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</p> <p>第8章 計画の策定過程 (計画過程等への参加)</p> <p>第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。</p> <p>2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報</p> <p>(2) 代替案の内容</p> <p>(3) 他の自治体等との比較情報</p> <p>(4) 町民参加の状況</p> <p>(5) 仕事の根拠となる計画、法令</p> <p>(6) その他必要な情報</p> <p>第13章 条例制定等の手続 (条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいづれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>(協働)</p> <p>第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりをすすめるため、協働するよう努める。</p> <p>2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。</p> <p>(参画)</p> <p>第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで市民が参画する機会を保障しなければならない。</p> <p>2 市は市民が参画できないことによって不利益を受けることの無いよう配慮しなければならない。</p> <p>(意見聴取制度)</p> <p>第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち、市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 施策の実施、変更又は廃止</p> <p>2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(審議会の運営)</p> <p>第19条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。</p> <p>2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続きその他必要な事項については別に条例で定める。</p>	<p>(まちづくりの参加における市の責務)</p> <p>第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、入づりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。</p> <p>第2節 市民参加の制度保障 (計画策定における市民参加の原則)</p> <p>第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画を策定しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと柔軟に見直ししなければならない。</p> <p>(計画策定における市民参加の手続)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p> <p>(審議会等への市民参加)</p> <p>第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p>2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。</p> <p>(条例制定における市民参加の手続)</p> <p>第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならない。</p> <p>(1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号に準じた制定改廃の場合</p> <p>2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。</p> <p>4 提案者は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>(パブリックコメント)</p> <p>第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りではない。</p> <p>(オンブズマン)</p> <p>第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマンを設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p> <p>第6章 参加及び協働 (計画の策定過程等)</p> <p>第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。</p> <p>(市民会議等の設置及び運営)</p> <p>第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように勤めなければならない。</p> <p>3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
意思形成過程・政策形成過程への参画	<p>(審議会等)</p> <p>第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。</p> <p>4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。</p> <p>(苦情処理等)</p> <p>第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。</p> <p>第7章 市民参画、協働等 (市民参画)</p> <p>第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>(参加の機会の保障)</p> <p>第13条 市及び議会は、市民等の市政の参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければならない。</p> <p>(提案制度)</p> <p>第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。</p> <p>2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民参加条例)</p> <p>第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。</p> <p>(審議会等)</p> <p>第28条 市は、審議会等(附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。)の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。</p> <p>2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p>	<p>(計画策定等における市民参画)</p> <p>第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続きを実施しなければならない。</p> <p>(1) 基本構想及びこれの実現のための基本計画の策定</p> <p>(2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃</p> <p>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃</p> <p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当すると認めるときは同項の手続きを実施しないことができる。</p> <p>(1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。</p> <p>(2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。</p> <p>(3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。</p> <p>(4) 緊急に実施しなければならないとき。</p> <p>(市民参画の手続き)</p> <p>第18条 前条の手続きは、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 付属機関等への委員公募</p> <p>(2) パブリックコメント</p> <p>(3) 公聴会の開催</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの</p> <p>2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施にあたっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(市民参画の推進)</p> <p>第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。</p>	<p>第6章 市民参加と協働 (市民参加)</p> <p>第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</p>